

公 共 政 策 大 学 院

講 義 要 綱

平 成 21 年 度
(2009 年度)

東北大学法学研究科
公 共 政 策 大 学 院

目

次

- 公共政策大学院履修案内
- 平成21(2009)年度公共政策大学院授業科目一覧
- 平成21(2009)年度公共政策大学院授業日程
- 平成21年度公共政策大学院前期・後期時間割表

公共政策大学院

履 修 案 内

公共政策大学院履修案内

(平成 21 年度入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
必須科目 (公共政策の展望と方法論、公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ II) <公共政策の展望と方法論>	必須科目 (公共政策ワークショップ II)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考]< >内の科目は履修可能ではあるが、本来は< >の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目 (1,2 年次配当、26 単位選択必修)

必須科目のうち、「公共政策の展望と方法論」においては、公共政策総論、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップ I・II」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b) 基幹科目 (1,2 年次配当、18 単位まで選択必修)

基幹科目のうち、「公共政策通論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目 (1,2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理料系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、

又は学部の授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、9 単位まで、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に 2 年以上（1 年修了学生にあつては、1 年以上）在学すること
- ②必須科目群に属する科目を 26 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップ I を 12 単位、公共政策ワークショップ II を 12 単位（1 年修了学生にあつては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12 単位））、公共政策の展望と方法論を 2 単位修得すること。
- ③基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。
- ④48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1 年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1 年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1 年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1 年修了の基準

「1 年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第 1 年次前期の成績が優秀であることです。

第 1 年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップ I における前期までの平常点も含まれます。

(3) 1 年修了の要件

「1 年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に 1 年以上在学すること
- ②公共政策ワークショップ I を 12 単位及び公共政策の展望と方法論を 2 単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12 単位）
- ④基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。
- ⑤48 単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2 月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1 年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第 1 年次後期において 1 年修了

の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- ・ 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- ・ 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が地方公共団体等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。なお、これは試行的に実施しますので、単位認定はされません。

公共政策大学院履修案内

(平成 20・19 年度入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「リサーチ・メソッド」、「公共法政策通論」、「コア・カリキュラム」、「公共政策ワークショップ」、「政策体系論」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
リサーチ・メソッド		(リサーチ・メソッド)	
公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論
コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム
政策体系論	政策体系論	政策体系論	政策体系論
公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ II	公共政策ワークショップ II
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] ()内の科目は履修可能ではあるが、本来は()の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) リサーチ・メソッド (1 年次前期配当、2 単位まで選択必修)

「リサーチ・メソッド」の諸科目においては、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

(b) 公共法政策通論 (1・2 年次配当、4 単位まで選択必修)

「公共法政策通論」の諸科目は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

(c) コア・カリキュラム (政策体系論とあわせて 8 単位まで選択必修)

「コア・カリキュラム」の諸科目においては、研究者教員等による少人数に対するスクーリングが行われます。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

(d) 公共政策ワークショップ (1 年次・2 年次配当、各 12 単位で計 24 単位必修)

「公共政策ワークショップ I・II」とは、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(e) 政策体系論 (1 年次・2 年次配当、コア・カリキュラムとあわせて 8 単位まで選択必修)

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(f) 展開科目 (1,2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

さい。

(g)他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、9 単位まで、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に 2 年以上（1 年修了学生にあつては、1 年以上）在学すること
- ②リサーチ・メソッドに属する科目を 2 単位以上修得すること
- ③公共法政策通論に属する科目を 4 単位以上修得すること。
- ④コア・カリキュラム又は政策体系論に属する科目を 8 単位以上修得すること
- ⑤公共政策ワークショップ I を 12 単位修得すること
- ⑥公共政策ワークショップ II を 12 単位修得すること（1 年修了学生にあつては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12 単位））
- ⑦48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1 年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1 年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1 年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1 年修了の基準

「1 年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第 1 年次前期の成績が優秀であることです。

第 1 年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップ I における前期までの平常点も含まれます。

(3) 1 年修了の要件

「1 年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に 1 年以上在学すること
- ②リサーチ・メソッドに属する科目を 2 単位以上修得すること
- ③公共法政策通論に属する科目を 4 単位以上修得すること
- ④コア・カリキュラム又は政策体系論に属する科目を 8 単位以上修得すること

- ⑤公共政策ワークショップⅠを12単位修得すること
- ⑥リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12単位）
- ⑦48単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

（4）その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー一人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- ・ 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- ・ 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が地方公共団体等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。なお、これは試行的に実施しますので、単位認定はされません。

公共政策大学院履修案内

(平成 18 年度入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「リサーチ・メソッド」、「公共法政策通論」、「コア・カリキュラム」、「公共政策ワークショップ」、「政策体系論」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
リサーチ・メソッド		(リサーチ・メソッド)	
公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論
コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム
政策体系論	政策体系論	政策体系論	政策体系論
公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ II	公共政策ワークショップ II
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] ()内の科目は履修可能ではあるが、本来は()の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) リサーチ・メソッド (1 年次前期配当、2 単位まで選択必修)

「リサーチ・メソッド」の諸科目においては、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

(b) 公共法政策通論 (1・2 年次配当、4 単位まで選択必修)

「公共法政策通論」の諸科目は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

(c) コア・カリキュラム (8 単位まで選択必修)

「コア・カリキュラム」の諸科目においては、研究者教員等による少人数に対するスクーリングが行われます。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

(d) 公共政策ワークショップ (1 年次・2 年次配当、各 12 単位で計 24 単位必修)

「公共政策ワークショップ I・II」とは、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(e) 政策体系論 (1 年次・2 年次配当、自由選択)

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(f) 展開科目 (1,2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

さい。

(g)他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、9 単位まで、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に 2 年以上（特別募集生にあっては、1 年以上）在学すること
- ②リサーチ・メソッドに属する科目を 2 単位以上修得すること
- ③公共法政策通論に属する科目を 4 単位以上修得すること。
- ④コア・カリキュラムに属する科目を 8 単位以上修得すること
- ⑤公共政策ワークショップⅠを 12 単位修得すること
- ⑥公共政策ワークショップⅡを 12 単位修得すること（特別募集生にあっては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12 単位））
- ⑦48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅡでは、各学生に指導教員が配置されます。指導教員は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

公共政策大学院
授業科目一覧

平成21年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成21年度入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 必須科目							
公共政策ワークショップⅠ	12		通年	M1	3コマ		
プロジェクトA		西泉					1
プロジェクトB		澁谷					3
プロジェクトC		久武					5
プロジェクトD		小玉					11
公共政策ワークショップⅡ	12		通年	M2	3コマ		13
公共政策の展望と方法論	2	牧原、戸澤、 金谷	*	M1	*		14
(2) 基幹科目							
国際社会と各国法秩序	4	植木	通年	M1, 2	1コマ		16
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ		17
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		19
統治機構の動態分析	4	牧原	後期	M1, 2	2コマ		20
グローバル・ガバナンス論	4	戸澤	前期	M1, 2	2コマ		24
経済学理論	4	阿部	通年	M1, 2	隔週2コマ		26
財政学	2	只友	*	M1, 2	*		28
政策分析の基礎と応用	4	久武	前期	M1, 2	2コマ		30
公共法政策通論Ⅱ	4	牧原	通年	M1, 2	隔週2コマ		32
地域社会と公共政策論Ⅰ	4	海野	前期	M1, 2	2コマ		34
公共政策特論(行政法特論)	2	稲葉	後期	M1, 2	1コマ		36
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	1コマ		38
環境法	2	苦瀬	前期	M1, 2	1コマ		39
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	1コマ		42
政策体系論 政策実務A (都市政策論Ⅰ)	2	生田	前期	M2	1コマ		44
政策体系論 政策実務B (環境政策論Ⅰ)	2	苦瀬	前期	M1, 2	隔週2コマ		45
政策体系論 政策実務C (農林水産業政策論Ⅰ)	2	海野	前期	M1, 2	隔週2コマ		48
(3) 展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	50
国際関係論演習	4	大西	後期	M1, 2	2コマ	学部・研究大学院と 合同	51
実務労働法Ⅰ	2	原	*	M1, 2	*	法科大学院と合同	52
実務労働法Ⅱ	2	桑村、原	後期	M1, 2	隔週2コマ	法科大学院と合同	54
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	56
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M1, 2	2コマ	法科大学院と合同 前期を二分し、 前半を行う	58
経済法Ⅱ	2	滝澤	前期	M1, 2	2コマ	法科大学院と合同 前期を二分し、 後半を行う	60
金融法	2	本多	*	M1, 2	*	法科大学院と合同 隔年開講	62
トランスナショナル情報法	2	芹澤、早川	後期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	64
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	66
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	68
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	69
東アジア政治外交論演習	4	金	通年	M1, 2	隔週2コマ	研究大学院と合同	70
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	前期	M1, 2	2コマ	学部と合同	71

注：＊は集中講義である。

平成21年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成20年度以前入学用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 公共政策ワークショップⅠ							
プロジェクトA	12	西泉	通年	M1	3コマ		1
プロジェクトB	12	澁谷	通年	M1	3コマ		3
プロジェクトC	12	久武	通年	M1	3コマ		5
プロジェクトD	12	小玉	通年	M1	3コマ		11
(2) 公共政策ワークショップⅡ							
政策モジュールⅠ～Ⅵ	12		通年	M2	3コマ		13
(3) コア・カリキュラム							
国際社会と各国法秩序	4	植木	通年	M1, 2	1コマ		16
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ	※1	17
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ	※1	19
統治機構の動態分析	4	牧原	後期	M1, 2	2コマ		20
グローバル・ガバナンス論	4	戸澤	前期	M1, 2	2コマ	※2	24
経済学理論	4	阿部	通年	M1, 2	隔週2コマ		26
財政学	2	只友	*	M1, 2	*		28
政策分析の基礎と応用	4	久武	前期	M1, 2	2コマ		30
地域社会と公共政策論Ⅰ	4	海野	前期	M1, 2	2コマ		34
公共政策特論(行政法特論)	2	稲葉	後期	M1, 2	1コマ		36
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	1コマ		38
環境法	2	苦瀬	前期	M1, 2	1コマ		39
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	1コマ		42
(4) 公共法政策通論							
公共法政策通論Ⅱ	4	牧原	通年	M1, 2	隔週2コマ		32
(5) リサーチ・メソッド							
公共政策の展望と方法論	2	牧原、戸澤、 金谷	*	M1	*		14
(6) 政策体系論							
政策体系論 政策実務A (都市政策論Ⅰ)	2	生田	前期	M2	1コマ		44
政策体系論 政策実務B (環境政策論Ⅰ)	2	苦瀬	前期	M1, 2	隔週2コマ		45
政策体系論 政策実務C (農林水産業政策論Ⅰ)	2	海野	前期	M1, 2	隔週2コマ		48
(7) 展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	50
国際関係論演習	4	大西	後期	M1, 2	2コマ	学部・研究大学院と合同	51
実務労働法Ⅰ	2	原	*	M1, 2	*	法科大学院と合同	52
実務労働法Ⅱ	2	桑村、原	後期	M1, 2	隔週2コマ	法科大学院と合同	54
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	56
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M1, 2	2コマ	法科大学院と合同 前期を二分し、前半に行う	58
経済法Ⅱ	2	滝澤	前期	M1, 2	2コマ	法科大学院と合同 前期を二分し、後半に行う	60
金融法	2	本多	*	M1, 2	*	法科大学院と合同 隔年開講	62
トランスナショナル情報法	2	芹澤、早川	後期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	64
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	1コマ	法科大学院と合同	66
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	68
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	研究大学院と合同	69
東アジア政治外交論演習	4	金	通年	M1, 2	隔週2コマ	研究大学院と合同	70
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	前期	M1, 2	2コマ	学部と合同	71

注：*は集中講義である。

※1: 平成20年度以前に「租税制度と政策税制の課題(4単位)」を単位修得済みの者は、履修できない。

※2: 平成20年度以前に「国際社会の変容とグローバル・イシュー(4単位)」を単位修得済みの者は、履修できない。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

責任教員：西泉 彰雄、牧原 出

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

過疎地域の集落機能の維持向上策について

<目 的>

過疎地域の集落が危機に瀕している。人口の激減、高齢化の急速な進行により、集落機能の低下もしくは維持が困難な状況に追い込まれている。集落から若者や働き手がいなくなり、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃などの重大な問題が生じている。2006年に国土交通省と総務省が実施した集落状況調査によると、今後10年以内に消滅する可能性のある集落が423集落、いずれ消滅する可能性のある集落とあわせると2,643集落が今後消滅する恐れがあるという。

集落は、そこに住む住民の居住の場であることはもちろん、生産や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守り、水源の涵養、下流域における土砂災害の防止など大きな公益的機能を果たしている。こうした集落の持つ機能を考えると、過疎地域における集落の消滅や衰退を当然のこと、やむを得ないこととして見過ごすことはできない。また、過疎地域のみの問題ではなく、近い将来、都市部も含めた我が国全体が直面する課題でもある。今、改めて過疎地域の集落が有する価値を見つめ直し、過疎地域の集落が抱える問題を我が国全体の問題と捉えたうえで、その機能の維持向上に取り組んでいく必要がある。

現行の過疎法が2009年度末で期限切れを迎えることから、現在、総務省を中心に、新過疎法の制定を見据えた新たな過疎対策の検討が行われている。国土交通省においても、国土運営・国土保全等の観点から過疎集落の問題を取り上げ、検討を進めている。また、全国では先行的な試みも始まりつつある。こうした中、宮城県においても、2009年度に、市町村との協働により集落機能の維持向上方策を検討する「集落力向上支援事業」を実施することとしている。

このワークショップでは、こうした状況を踏まえ、集落の現場に入り込み、過疎地域の集落の現状及び課題を把握のうえ、過疎地域の集落機能の維持向上には何が必要なのかを探っていく。なお、ワークショップは、宮城県が実施する「集落力向上支援事業」と密接に連携を図りながら、進める。学生がこの問題に積極的かつ主体的に取り組むことにより、過疎地域の集落のあり方に新たな発想や視点を提供してくれることを期待したい。

<授業内容・方法>

概ね以下の順で進めることを想定しているが、具体的な内容及び進め方については、参加者がグループ内の討議を通じて検討し、決定する。但し、このワークショップは宮城県

が実施する「集落力向上支援事業」と密接に連携を図りながら進めていくため、宮城県企画部地域振興課とも協議・調整しながら進める。また、主なフィールドは、県がこの事業において協働する市町村の集落（モデル地区）とするとともに、適宜、県事業において実施する住民ワークショップや研究会へも参画する。

1. 過疎地域の集落に関する現状把握

まず、過疎地域の集落の現状、国・県・市町村の集落支援策の現状などを、文献調査や現地調査などを通じて把握する。なお、2009年度は、国等において、新過疎法の制定を見据えた検討が行われることから、1年を通して、その検討状況をフォローしていく。

2. 現状を踏まえた上での課題の整理

1の現状把握を踏まえ、先行事例の調査や関係者へのヒアリングを含めた調査を徹底的に行い、現状の問題点を抽出・整理する。この過程では、モデル地区をフィールドに、住民を対象とした、集落の現状や住民ニーズ把握のためのヒアリング・アンケート調査を実施し、集落機能の維持向上のために真に必要な取組・支援策を探る。

3. 課題の解決方策の検討及び政策提言

2で整理した課題の解決策として、効果的かつ実効性のある政策を取りまとめ、県・モデル市町村双方に対して提言する。県に今後の集落支援策の検討に当たっての素材を提供するとともに、県や市町村で現実に活用しうる内容に仕上げることを目標とする。

<教科書・教材>

ワークショップを進めていく過程で、必要な文献を適宜指示する。なお、このワークショップを進めるに当たっての前提となる地方自治に関する基礎知識を学ぶための文献として磯崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック地方自治』北樹出版、2007年を、過疎地域の集落を巡る現状を理解するための文献として大野晃『限界集落と地域再生』河北新報出版センター、2008年を挙げておく。

<成績評価の方法>

各学生の活動状況（取組姿勢やグループに対する貢献度を含む。）及び最終報告書の内容（プレゼンテーションの内容を含む。）を総合的に評価して行う。

<その他>

このワークショップは、住民自治の現場に入り、現場の諸問題を総合的に把握し、解決策としての政策提言を行う能力を養成することを目的としている。同時に、ワークショップでの作業を通じて、コミュニケーション能力、作業工程を的確に管理する能力、有意義なヒアリング調査を行う能力、正確で分かりやすい文書を作成する能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力などを身につけることもねらいとする。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

納税者による税の使途指定の考察

<目 的>

税の取り方と使い方は、目的税・特定財源のような例外を除けば、それぞれ別個に決められるのが原則である。税の取り方が各種の租税法規によって決められるのに対して、税の使い方は、予算やその関連法規により決められている。

ところが、この点に関して近年興味深い事態が生じている。いくつかの自治体では、各県の「森林環境税」や宮城県の「みやぎ発展税」などにみられるように、地方税の超過課税を、独自の名前をつけて一定の使途に用いることとして導入している。また、千葉県市川市においては、ハンガリーの制度をモデルとして平成17年から「市民活動団体支援制度」を導入し、個人市民税額の1%を、納税者が選択したNPO団体等の事業への支援にあてることができることとしている。さらに、最近話題となった「ふるさと納税制度」においては、実質的に、個人住民税の1割相当額を納税者が希望する自治体に納められることとなった。

他方で、税の使途をあらかじめ決定しておくことは、財政学においては従来から、財政の統一的運営を阻害し財政硬直化の一因となるということで批判が強い。市川市の市民活動団体支援制度は、自治体首長の予算編成権との整合性といった根本的問題を検討した上で、市長による交付決定という形式をとっている。ふるさと納税制度は、形式上は個人住民税の寄付金税制として導入されている。このように、納税者による税の使途指定については理論的根拠を巡って様々な議論がある。

また、これらの制度は、自治体間の税収格差の問題とふるさと納税制度の関係などにみられるように、何らかの政策問題への対応という面を持つが、これが政策手段として適切かつ有効であるかも検討すべき問題である。さらに、これは日本に從來なかった制度であるだけに、実務的な課題も少なくない。

本ワークショップでは、納税者による税の使途指定という論点について、その経緯と現状を正確に認識し、その理論的根拠と政策手段としての有効性を検証し、それらに基づいて具体的な政策提案を作成することを目的とする。

<授業内容・方法>

本ワークショップは、おおむね以下のように進める予定であるが、具体的な方法は参加者自身で考える。

1. 現行制度の把握

まず、テーマについての基礎知識を身につける。具体的には、税制の基礎、目的税・特定財源の考え方、地方税のあり方、「市民活動団体支援制度」「ふるさと納税制度」などについて学習する。

2. 納税者による税の使途指定の理論的検討

納税者による税の使途指定について、現行法制や財政学の理論に基づいて、理論的根拠の有無を中心に検討を行う。加えて、その政策手段としての有効性や実務的課題についても議論を深める。

3. 検討対象の決定と政策提案の作成

検討対象を確定した上で、具体的で実行可能な政策提案を作成していく。検討対象としては、いまのところ「市民活動団体支援制度」を念頭においているが、最終的には参加者の議論により決める。

なお、以上の検討においては、文献調査にとどまらず、現場のリサーチや関係者へのヒアリングなど、様々な作業が必要になる。ここでは参加者自身が、主体的に必要な作業を考え実施していくことが求められる。

<教科書・教材>

必要に応じて授業中に指示する。税制に関して特に参考となるテキストとして、金子宏『租税法』（弘文堂）、各年版『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

<成績評価の方法>

ワークショップにおける活動状況を中心とするが、その他にも最終報告書の内容、報告会におけるプレゼンテーション等を総合的に評価する。

<その他>

受講者は、行政法について基礎的な知識を有することが望ましい。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

責任教員：久武 昌人

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

政策の企画・実施・検証プロセスのガバナンス・システムーグローバリゼーションの進展の中での、その機能別・地域別の再整理と再構築のためのプラン作りー

<目 的>

1. 過去二世紀にわたって進んできたグローバリゼーションは、1820年代から第一次世界大戦の前まで(～1914年)の約1世紀にわたっては第一次のブームであり、戦間期を含む2つの世界大戦の時期には後退したが、第二次世界大戦後現在に至るまでの間は第二次のブームであるとされている。では、グローバリゼーションとは何なのか。そして、それに関して何を論じなければならないのか。責任教員が編著の任に当たった『通商白書2002』においては、「グローバリゼーションを、①距離のある地点間の経済的相互作用のコスト変化とそうした変化が経済活動の地理的な分布の変化に与える影響、②モノ・カネ・ヒト・情報の移動の活発化」と定義し、「その結果として生じる成長や格差、集積の問題に言及することを試みる。」こととした。

今回の経済危機の中で市場の機能への疑念が生じているが、上記の定義によるグローバリゼーションは今後とも進展し続けると考えることが可能である。但し、それへの今後の各国・各地域の対応によっては、様々な紆余曲折を経ることも想定される。(特に、タイム・スパンのとり方によって見えてくる相が異なってくる可能性は低くない。)

2. グローバリゼーションの進展が見られた過去約2世紀の間に各国間の経済水準格差は世界全体では拡大している。他方で、逆に、グローバリゼーションの動きに参加した国々の間では収束してきている。今や、先進国のみならず、中国、インドを含め多くの国家と地域がこのゲームに参加してきているが、キャッチアップされる側の先進諸国は、持続的成長へ向けた種々の改革努力によりイノベーションを起こし、経済レベル（例えば per capita GDP）を維持・向上させて来ている。
3. ところで、イノベーションと言うとサイエンティフィックなものがよく話題になる。IT、バイオ、ナノテク等々である。しかし、それだけではなく、ローテクの分野の地域資源、環境資源、観光資源等々もその対象であり、これからの時代の地域活性化の重要な要素である。それらを活かし、イノベーションを継続的に起こしていくための方策の代表例が、クラスター関連政策や、教育・研究機能の向上策とそれらを通じた人的資本の充実策である。企業へのたんなる資金支援ではなく、教育・研究面からベンチャー育成に至るまでの総体としての「投資のリスクとリターン適切な配分とその実現のメカニズム」が、その地域に存在するかどうかクリティカルな問いとなる。

この問いに答えるためには、地域ガバナンス構造及び政策過程、これらは広義の「制度」と表現して良いであろうが、その質が問われることとなる。これに関連して、すぐ

にいくつかの疑問が浮かぶ。公共財に関しては、各々の範囲に外部効果が及ぶのか？ 空港、港湾、道路、教育、研究等々、どの地理的範囲（の負担）で整備するのか？ そのための財源、税収は？ イノベーション政策、クラスター政策、大学等のあり方は？ コーポレート・ガバナンスや労働市場は？ 等々。また、IT 技術が進歩し、リージョナルな動き（EU、NAFTA、東アジア共同体）が深化する時代において、都市圏の間での競争と協調が国境を越えて進展しているが、その動きに如何に対応すべきなのであるか？

これまでの中央政府のあり方には疑問が呈されており、その機能不全も目立ってきている。同時に、県、市等の地方公共団体が直ちにそれに代替することも想像しがたい。公共事業に依存してきた自治体では、財政面での困難を抱えている中で、一部にポジティブな試みはあるものの、なかなか自立の気概が沸き起こらない行政組織の存在が課題となっており、また、多くの大学についてもよく似た状況が存在していると言って良いであろう。では、この国の政治は一体何時、期待に答えてくれるのであろうか。実際、地方分権、道州制、大都市制度、大学改革等について議論が行われてきているが、具体的政策過程と関係者の機能の将来像は如何なるものとなるのか？ 議会の機能とジャーナリズムの役割、公務員制度改革の意義、多様な政策の担い手等々の論点も存在する。

なお、「都市圏」についての留意点を述べて置く。「都市圏」は、中心都市と、それと社会的・経済的に密接な関係を有する周辺地域（即ち郊外）から形成されており、実質的な都市空間としての「都市圏」は、行政上の市域とは一致しないことに注意しなければならない。様々な議論を行う際には、実質的な「都市圏」を定義し都市圏単位の統計データベースを構築する必要がある、アメリカでは数十年にわたり公式の都市圏が設定され各種の統計データが都市圏単位で整備されているが、日本では都市圏単位の統計データベースの整備が遅れていた。こうした事態に対応するための先駆的な取り組みが、都市雇用圏（UEA）（http://www.urban.e.u-tokyo.ac.jp/UEA/uea_data.htm）の試みであり、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準が示されている。それに基づいたデータベースの整備も進められているので、本ワークショップの調査・研究においては、これらを活用していくこととしたい。

4. 以上の内容を少し違った角度から眺めてみよう。一国を超えた諸制度（EU,WTO,IMF等）の意味が大きくなっていく一方で、日本では地方分権の議論や教育改革を巡る議論が盛んになっている。では、こうした傾向を踏まえると、国家、あるいは、その典型例としてのネイション・ステートの役割は次第に縮小していくことが当然の予想となるのであろうか？ 地理的・行政制度的広がりとの関係（国家を超えた地域・国際機関というレベルと国家内の地域の双方との関係）（「第一軸」とする。）で考えてみるとどうであろうか？ 同様に、他の資源配分メカニズムとの関係（市場、あるいはソーシャル・アントルプルナーの活躍の場等との関係）（第二軸とする。）で考えてみるとどうであろうか。その際、他の部分との相対評価ではどうであろうか？ 他方、国家、あるいは、ネイション・ステートそれ自体の絶対評価としてはどうであろうか？ さらに、関連するテーマとしては、次のようなものが浮かんでくる。グローバル化とローカル化の間には何らかの関係性があるのであろうか？ それがあるとして、それは代替的なのであろう

か、それとも補完的なのであろうか？ 実態上の都市圏と行政上の市域の関係について諸外国ではどのような取り組みがなされているのであろうか？

そして、その上で考えて見るに、地域の仕組みはどのようなものになっていくことが望ましく、どうすればそれが実現して行くのであろうか。

5. さて、それでは、グローバリゼーションに対する日本の対応はこれまで如何なるものであったのであろうか。第一次の時期は、帝国主義の時代でもある。当初、相当巧みに対応していたが、国際情勢が変化していくことに的確に対応できたとは言えない、とするのが一般的な評価であろう。第二次の時期は、我が国の高度成長期を含んでいる。これまた相当首尾よく対応してきたが、やはり最近の変化、特に冷戦後の世界の変化に着実に対応できているとは言い難い。

これまで、日本が見舞われた劇的な国際情勢の変化と言え、7世紀頃と19世紀中葉が想起されるが、現在の日本は、これらと同等の大規模な国際的環境の変化に放り込まれている、という認識を、本ワークショップの基本的な仮説の一つとする。過去二回は中央集権化で乗り切ったと考えて良いのであろうか？ また、今回の処方箋、地方分権は一見それとは逆の方向性だがそれでよいのであろうか？

いずれにせよ、同時代を生きている我々にとっては、「年年歳歳、花相似たり。」と思えても、後世から見れば、相当の部分において断絶的ともいえる劇的な変化が起こった時代という評価となる可能性は低くない。経営の世界では日本型経営の三種の神器はどこかに行ってしまったようであるし、政治の世界でも55年体制の真の終焉を迎えようとしているように思える。中流社会、平等社会に変化が起きており、格差社会が現実のものとなっているとの指摘も多い。こうした中で、多くの地方が困難に直面している。地方の疲弊と言われる現象には、不可避的な側面もあると考えられる。賃金等の要素価格の国際間での均等化は必然的な現象であり、先進国日本はキャッチアップの対象であり続ける。

6. さて、では、妙案はあるのか。これまでも振り返り、突き詰めて考え、行動することを通じてからしか、それは生まれてこないのかもしれない。道州制ですべてうまく行く、ということもないであろう。そのことは、規制緩和に（旧くは民活に）置き換えて考えてみれば、すぐ判る。

「政策の企画・実施・検証プロセスのガバナンス・システムがいかにあるべきかを考え、グローバリゼーションの進展の中での、その機能別・地域別の整理と再構築のためのプランを作成すること」、これが本ワークショップの目的である。その際、

- ー以上で紹介したパブリック・セクターに関連する諸制度は、相互に影響を与える関係にあり、補完的であったり、代替的であったり、中立的であったりすること
- ー中央と地方の各アクター・プレイヤー間にも相互関係が存在すること
- ーグローバリゼーションとローカリゼーションの二つは同時進行であり、安定的な段階に入ると、-ize(-ization)の段階はおわることとなる可能性があること
- ーまた、中央集権と地方分権の同時に強化される可能性があること
- ーこれまでの延長線上で漸進的な変化が起こる可能性もあれば、革命的あるいは変態(metamorphosis)的な変化である可能性もあること

一以上に鑑みれば、海外各国（特に、欧米先進国、アジアの先進国（韓国、シンガポール）等の事例が参考になることも多いと考えられること

といった諸点に留意しながら、調査・研究を進めることとする。

7. 具体的分野としては、地域活性化の諸課題を踏まえつつ、「イノベーションの促進と人的資本の充実に資するパブリック・セクター関連諸制度」について、考察していくこととするが、さらなる対象分野の特定については、今後ワークショップにおいてのディスカッションにより、これを行っていくこととする。

また、対象地域については、このテーマ自体は政令指定都市や中核市・特例市一般、さらには、都道府県や中央政府全般に関連するものであるが、主として調査・研究の対象としては、仙台市（及び宮城県）、盛岡市から北上川流域の諸都市（及び岩手県）を予定している。さらに、その場合、山形市（及び山形県）、福島市（及び福島県）等も視野に入れることとする。

なお、どの分野についてのどのレベルに着目したシナリオと政策提言になるにせよ、いわばバイプロダクトとして、「各国、各地域等の選択のパターンによってはグローバリゼーションの進展の行方が異なってくる可能性がある。」ということが示される可能性があることも念頭に置いておきたい。

<授業内容・方法>

次の通りのステップで進める。なお、[]内は各々に予定している期間である（期間の合計は4月から年末までの時間（夏休み期間は含まず。）を考え、7.5ヶ月強としている）。

概ね1. から3. までを夏休みまでの間に、4. 及び5. を秋以降に実施する。

1. いくつかの国内外の事例を調べ、そこから浮かんでくる構造的課題を抽出することにより、問題意識を醸成する。[1ヶ月]
2. パブリック・セクター関連諸制度の中で焦点を当てていく分野を決定していくことを念頭に、日本の国・地方、大学等に関する諸制度及びそれらを巡る最近の議論について調査する。また、参考になるいくつかの海外の国（と地方）の例について調査する。また、参考文献等により理論面での学習を進める。[1.5ヶ月]
3. そこで得られた材料を基にシナリオ・プランニング（1回目）を行い、「分野と論点を絞り込む」と共に「さらに知りたい内容」を具体化していく。これは即ち、フィールド・スタディ、アンケート等の具体的内容（クエスショナア、方法等）を確定していく作業でもある。なお、この段階（概ね7月）からはアポイントの取り付けも始まる。[1.5ヶ月]
4. フィールド・スタディ、アンケートの発送と回収等を実施する。その(中間)結果を元に、関係者を招聘した（ミニ）シンポジウム（又はWS）を開催する。[2ヶ月強]
5. その成果を分析し、それを基にシナリオ・プランニング（2回目）を行う。その結果出てきた複数のシナリオについて検討し、政策提言の内容を固めていく。[1.5ヶ月]

次に、方法等に関して、三点ほど述べる。

第一点目は、情報の収集とその構造的理解の二者は、全く別のことであるということである。構造的理解のためにどのような視座を持ちえるか。情報の山を前にして、どのよう

な構造的事実理解が立ち現れてくるか。これらに関しては、これまでの諸学問の蓄積から学ぶことも多いであろう。

第二点目は、そのために役立つものとして、上述した様に、一種の（簡易版の）シナリオ・プランニングを実施するということである。それは、「将来についての可能性のある複数のシナリオを想定することにより、不確実性の高い環境下での意思決定を助けるためのもの」である。事実関係の構造的理解を進める段階では、特に、複数のシナリオを想定するプロセスを通じて論点の明確化を図ることとする。それにより、調査・研究全体が円滑に進むこととなる。

第三点目は、具体的政策提言を企画していくプロセスに関してである。次の通りのプロセスを経ることとする。

- ① 複数の政策オプションを考えてみる。その際、何らかの公的な関与に意味があるか、また、資源配分として妥当性があるか、等の観点からのチェックを行う。
- ② それを通じて、複数の政策オプション間の比較、あるいは、コンティンジェンシーとの関連付けを行う。なお、問題と対策は（一対一ではないにせよ）対応関係にあるはずであり、そのことに注意する。
- ③ また、関係者各々に、インプリメンテーション・プランとして、短期、中期、長期の区分ごとのどのような政策を提言するのか、それらの間の内容的、時間的整合性は確保されているのか、等のポイントを忘れずにチェックする。新しいガバナンスメカニズムを提案するわけであるが、それをどのようにして実現していくのかというポイントである。その政策過程は、多少の変化はあろうが、基本的に現在のそれである。なお、そのためにも一種のシナリオ・プランニングは有用である。

＜教科書・教材＞

今年度前期開講の「政策分析の基礎と応用」は必ず受講し、その教科書、参考文献等を参照することとされたい。また、＜授業内容・方法＞の１．（及び２．）の段階等では、『日本の論点 2009』（文藝春秋社）及び村松岐夫編『テキストブック地方自治』（東洋経済新報社）も用いる。それら以外については、ワークショップにおいて別途指示をするが、参加メンバー各位におかれても、ふさわしいものを「発見」して行ってもらいたい。

なお、経済産業研究所（RIETI）政策シンポジウム「グローバル都市の盛衰－東京圏、日本、そしてアジアにとっての含意」（2005 年 3 月開催）における小生の論文等（http://www.rieti.go.jp/jp/events/05031801/pdf/1-3_hisatake_j.pdf）も、ワークショップが始まってからの適当な時期で良いが、読んで置いて頂きたい。また、同シンポジウムのサイトには、アレン・Ｊ・スコット（カリフォルニア大学教授）及びサスキア・サッセン（シカゴ大学社会学部教授／ロンドンスクール・オブ・エコノミクス客員教授）のお二人の碩学の論文（<http://www.rieti.go.jp/jp/events/05031801/handout.html>）等もあるので、参考にして頂きたい。

＜成績評価の方法＞

基本的には、最終報告書の内容、報告会におけるプレゼンテーション等を基に評価する。

そのことを述べた上で、二点ほど注意を促しておきたい点がある。

第一に、評価に際しては、政策提言の熟度はもちろん重要な要素の一つとなるが、その前提としての事実の構造的把握が出来ているかどうかにも重視することとしたい。それがある程度出来ていれば、具体的な施策については、仮にその時点で十分なものでなくても、まさに衆智を活かしていけばよい。他方、事実の構造的把握が充分でなければ、その場しのぎの糊塗策が新たな政策パッケージの名のもとに出てくるだけで、かえって時間と労力の無駄遣いとなりかねない。応急処置が大切となる局面も少なくないが、それらについては、幸か不幸か、社会に出てから十二分に OJT の機会に恵まれるであろう。むしろ、せっかくの大学院での生活の中では、本質的なことへの関心を高めてもらいたい。

第二に、以上で述べたことは、プロセス（ワークショップにおける各人の活動ぶり等）が評価の対象に入らないということを意味するわけでは全くない。むしろ、それは評価の重要な要素となる。なぜならば、本人の成長と貢献は結果に反映されるはずであるからである。但し、あくまでその観点からのプロセスの評価となることには留意されたい。（自分なりに頑張った、ということは、勝手に頑張った、ということではない。）なお、各人の貢献の内実の評価に関しては、それが的確にできるかどうか、むしろ教員側の技量が問われている課題でもあると認識している。

＜その他＞

1. 繰り返しになるが、「政策分析の基礎と応用」は必ず受講するようにして頂きたい。かつ、単に受講するだけではなく高い習熟度が求められる。（なお、このワークショップのためだけではなく、各種試験にも、就職にも、その後のいろんな局面においても役立つものでもあると思う。）
2. また、英語の文献も読んで頂くし、国際的な機関・組織を含め海外のサイトからの情報収集も日常的なことになるので、ご承知置き頂きたい。この時代において英語に関してはミニマム読む力は身につけてもらいたい。と言うか、それは極めてクリティカルなことである。少々不安に感じる方もいらっしゃるかもしれないが、（近未来において翻訳機等の性能が実用可能になるかもしれないとは言え、それまでの時代に生まれた宿命と考え、）この機会に努力して頂きたい。ただ、「読めれば大丈夫」なので、そんなにクリティカルに考え頂く必要は無いので念のため申し添える。（なお、日本語だけで生きて行けている職業は、現段階でそうであるとしても、近い将来大きく状況が変化するおそれのあるものも少なくないと考えて良いかもしれない。）
3. なかなか容易ではないが、「だんどり」を整えることが、個人としてもグループとしても出来るようになっていくことを期待している。
4. 各構成員には、そうした中でのリーダーシップとフォロワーシップの両面の発揮を期待している。All for one, one for all. という言葉を覚えておいて頂ければ幸いである。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

責任教員：小玉 典彦

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

地域の手による新たな道路管理のあり方について

<目 的>

道路は、最も基礎的な社会資本であり、行政による管理が原則である公共用物の典型であることから、現在の道路法のもとで、公の主体である道路管理者（国、都道府県、市町村）が一元的に新設、維持、占用許可等の管理を行ってきたところである。

しかしながら、社会経済情勢の変化の中で、道路管理を取り巻く状況も大きく変化している。これまでの道路管理は、一般交通の用に供するという道路の本来の機能を主眼に行われてきたが、近年では、道路の機能として、地域におけるにぎわいの創出や良好な景観の形成に寄与する公共空間としての機能に注目が集まっている。また、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、従来行政が担ってきた様々な分野において、行政と、地域住民、NPO、企業等とが協働する動きが各地で広がってきている。さらに、行政側の事情としても、国、地方公共団体共に財政状況や人的制約が極めて厳しい中で、民間企業やボランティア団体等のノウハウ等を活用するニーズが高くなっている。

このような道路管理を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の道路管理については、これまでの公的主体のみによる、道路の種類ごとの画一的な管理ではなく、市町村やNPO、ボランティア団体等の能力を活用した、柔軟な道路管理に転換していく必要が生じている。国においては、平成19年に道路法を改正し、市町村による国道等の管理の特例制度の創設、NPO等による道路占用の特例の創設などの措置を講じたところであり、また、従来より、国道の清掃や美化活動をNPO等と協働して行うボランティア・サポート・プログラムを実施しているところであるが、まだまだ道路管理に対する新たなニーズに対して十分に応えているとは言いがたい状況にある。

本ワークショップにおいては、こうした状況を踏まえ、地方公共団体のみならず、民間企業やNPO、ボランティア団体等の地域住民も含めた広い意味での地域の手による、新たなニーズに対応した道路管理のあり方について検討を行い、政策提言をとりまとめることで、政策の企画立案に関する能力を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定している。ただし、具体的な内容及び進め方については、ワークショップを進めていく過程で、参加者がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定していくこととする。

（１）道路管理を取り巻く現状の把握

まず、道路管理に関する関係法制度や現状について、担当教員による基礎的な講義を行う。その上で、各道路管理者（国、県、市町村）の担当者による道路管理の現状や課題等に関する講義、各種文献調査等により、現状の把握に努める。

（２）課題・問題点の検討

上記の現状把握を踏まえて、ワークショップとして検討すべき課題を抽出するとともに、必要に応じて、ヒアリング調査や専門家による講義、各種文献調査等を行い、抽出した課題を実現する上で障害となっている現行の法制度や運用等が抱えている問題点を提示することとする。

（３）政策提言のとりまとめ

以上の検討を踏まえ、具体的で実行可能な政策提言をとりまとめることとする。

<教科書・教材>

ワークショップを進めていく過程で、必要な教材等を適宜紹介する。

<成績評価の方法>

以下の点を総合的に評価して行うものとする。

- ① ワークショップの一員としての各学生の日常的な活動状況（取組み姿勢や全体への貢献度を含む。）
- ② ワークショップの中間発表及び最終報告の内容（これに関するプレゼンテーションを含む。）

<その他>

本ワークショップでは、現状分析や課題・問題点の検討、政策提言を行う能力に加えて、ワークショップにおける共同作業やスケジュール管理を的確に行う能力、ヒアリング等の調査、情報収集にかかる基本的な能力、分かりやすく正確な文書を作成する能力、効果的で説得力のあるプレゼンテーションを行う能力などを養成することを目指すこととする。

また、ワークショップでの検討が、道路管理の現状に即したものとなるよう、ヒアリング調査等に加え、可能な限り、実際の道路管理の現場見学や、ボランティア団体の活動への参加なども、積極的に取り入れていく予定である。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

開講学期：通年

週授業回数：3回

＜目 的＞

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

＜授業内容・方法＞

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップⅠ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。なお、3月に最終報告会を行う予定である。

「公共政策ワークショップⅠ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップⅠ」とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

＜教科書・教材＞

ワークショップの進め方については、『2009年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

＜成績評価の方法＞

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果を下に成績を評定する。

授業科目：公共政策の展望と方法論（2単位）
責任教員：牧原 出、戸澤 英典、金谷 吉成
配当学年：M1年
開講学期：集中講義

<目 的>

この授業は、公共政策大学院における総論講義と基礎的な調査技法の習得とからなる。大学院カリキュラムの基礎となるだけではなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

まず総論においては、数名の教員により、それぞれの観点から公共政策の総論が解説される。

つづいて、調査技法の習得については、以下の3つよりなる。

第1に、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

第2に、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

第3に、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、まず4月の授業開始直後の1週間のうち、1，2，6限に授業を行う。そして、上記のうち統計データの解釈方法については、より高度な調査技法をテーマに、7月に行う。なお、6月末に総論授業を1回行う予定である。それぞれ時間割を確認しておくこと。担当教員と開講場所については、おって通知する。

<授業内容・方法>

授業の第1部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について概説し、加えて特にオンラインでの情報収集の実習を行う。

1. 情報検索一般——新聞記事検索、ネットを利用した検索、それ以外のレファレンス
2. 官庁がソースとなっている情報の収集について
 - (1) 図書・報告書・統計集等（白書、統計集、法令集、コンメンタール等）
 - (2) 主要官庁サイトの概観
 - (3) アイテム別の情報収集（法令、閣議決定、予算関係等）

3. 外国情報の収集

- ・各国政府、国際機関のサイト
- ・外国の報道機関
- ・大学、シンクタンク、専門家機関等

授業の第2部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法
2. 記録の保存と解釈——オーラル・ヒストリー
3. 学生によるインタビュー例の講評

授業の第3部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

1. 総論・エクセルの基本事項
2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
3. 相関性と因果性—二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
4. 図表を用いたプレゼンテーション

<教科書・教材>

『Windows XP 対応 30 時間でマスター Excel2003』実務出版株式会社
御厨貴(2007)『オーラル・ヒストリー入門』岩波書店

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：国際社会と各国法秩序（4単位）

責任教員：植木 俊哉

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：1回

<目 的>

グローバル化が社会のあらゆる面で進行し国際社会と国内社会が密接不可分に連関し相互浸透が進む現代において、国際法と国内法という従来の伝統的な二元的枠組を前提とした考察では、国際社会の現実を踏まえた的確な分析が困難な課題が増えつつある。本授業は、以上のような問題認識を前提として、国際社会における法としての国際法と各国の国内法秩序との相互関係を常に意識しつつ、現代の国際社会を規律する法秩序の全体像を正確に把握し、グローバルな視点からの政策提言を行う専門的能力を涵養することを目的とする。

<授業内容・方法>

国際社会における具体的な紛争や事件、事例等を取り上げ、これを国際法及び国内法の相互の視点を踏まえつつ、法的視座から分析・検討を行い、紛争処理の方法や事件解決へ向けた手続及び法制度等を総合的に検討する。授業で取り上げる具体的に事例等については、参加者の意見も踏まえながら決定したいと考えている。

<教科書・教材>

参考にするべき資料等は、授業の中で指示し、必要に応じて関係の資料や判決、文献等はこちらで配布する。以下は、参考書として掲げるが、最初に掲げた『国際条約集』は毎回授業の中で使用するので、必ず購入すること。

- ・奥脇直也編集代表『国際条約集 2009 年版』（有斐閣、2009 年）
- ・中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』（有斐閣アルマ、2006 年）
- ・植木俊哉編『ブリッジブック国際法（第2版）』（信山社、2009 年）
- ・山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリスト 156 号（有斐閣、2001 年）
- ・松井芳郎編集代表『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006 年）

<成績評価の方法>

①通常の授業の中での質疑応答及び討議における参加状況及びその内容、②学期末に行う筆記試験、を総合的に評価して成績評価を行う。

<その他>

特になし。

授業科目：租税制度論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業および後期に開講される「政策税制論」の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。この授業はその基礎的な部分を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は、次の順序で進める。

イントロダクション：租税の意義、種類、機能、及び根拠について理解する。

税制の基本原則：税制の基本原則としてどのような考え方があるか、また近年よく言及されている「公平」「中立」「簡素」とはいかなる意味であるかを学ぶ。

近年の税制改革：日本及び各国における最近の税制改革の動向を学び、税制の今日的課題を理解する。

個人所得課税：個人所得課税の全体構造、課税単位、譲渡所得課税について学習する。

法人所得課税：法人税制の基礎を学ぶ。

消費課税：付加価値税の仕組みについて学習する。

資産課税：相続税及び固定資産税の基礎を学ぶ。

地方税と地方財政：地方税の体系及び地方財政の現状について学習する。

租税行政手続：租税行政組織と租税行政手続の現状について学習する。

租税特別措置：租税特別措置の意義と機能について学習する。これは「政策税制論」の

イントロダクションとしての意味を持つ。

＜教科書・教材＞

金子宏『租税法』（弘文堂）を教科書として用いる。その他有益な教材として『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

この授業は、後期に開講される「政策税制論」と合わせて受講することを勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：政策税制論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

税制は、国家の財源調達的手段であると同時に、今日では様々な政策分野で有効な手段として用いられている。このような政策手段としての租税を政策税制という。この授業は、いくつかの政策分野を対象として、政策税制について学び、その今日的課題について理解することを目的とする。

受講者は、あらかじめ「租税制度論」において、租税の原則とその原則を実現するための仕組みについて学んでいることを前提とする。その上で、この授業においては、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制が手段として用いられていることを学ぶ。そして租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、「租税制度論」およびこの授業を合わせた最終的な目標となる。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

とりあげる政策分野としては、中小企業税制、土地税制、環境税制等を予定している。

<教科書・教材>

別途指示する。税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

<成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

<その他>

あらかじめ前期に開講される「租税制度論」を受講しておくことを強く勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：統治機構の動態分析（４単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：２回

<目 的>

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的効果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に日本で現在進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域がいかなる方向へ変化しつつあるのか分析していく。

<授業内容・方法>

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、講義形式で解説を加える。その後に演習形式で、割り当てられた学生が講義を受けた理論の観点から必読文献を分析して発表する。その発表をめぐって討論を行い、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の諮問機関等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。したがって、議事内容にも目を配りながら報告書を分析していく。学期終了後、学生は報告内容をさらに発展させたレポートを提出する。

授業内容及び各回の必読文献は以下の通りである。これらについては履修学生の人数・関心等に応じて、若干の組み替えを行うことがありうる。また、現在進行中の諮問機関については、その最終結果が公表され次第、講読文献に組み入れていく予定である。

(1) はじめに：政治の「ドクトリン」と行政の「ドクトリン」

Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*, Dartmouth, 1991, Ch.1

上野千鶴子＋大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」（上野千鶴子編『ラディカルに語れば…』平凡社、2002年）

飯尾潤『日本の統治構造』中央公論新社、2007年、第1・2章

(2) 政権交代と「行政の中立性」

辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年、第1章

新しいリーダーとともに歩む会『マニフェスト2005 子どものしあわせが広がる』

るまち』

2003年総選挙民主党マニフェスト

Labour Party, *Britain will be better with new Labour*, 1997

(3) 制度としての国会・裁判所

大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141 巻 6 号

Ran Hirschl, "The Political Origin of Judicial Empowerment through Constitutionalization: Lessons from Four Constitutional Revolutions", *Law and Social Inquiry*, Vol. 25, pp.91-147.

参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000 年 4 月 26 日

司法制度改革審議会『意見書』2000 年 6 月 12 日

(4) 内閣

Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University Press, 1972, Ch.2.

首相公選制を考える懇談会『報告書』2001 年 8 月 7 日

(5) 省庁制

牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」』中央公論新社、2003 年、第 1 章

行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日

(6) 調整とセクショナリズム

Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution, 1998, Ch.2.

行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日

(7) 地方自治と政府間関係

西尾勝「分権型改革の到達点と課題」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想 1 課題』岩波書店、2002 年)

第 29 次地方制度調査会関係資料

地方分権改革推進委員会『第 1 次勧告：生活者の視点に立つ『地方政府』の確立』

2008 年 5 月 28 日

(8) 公務員制

Sylvia Horton, "Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector", *International Journal of Public Sector Management*, Vol.13, No.4, 2000.

閣議決定『公務員制度改革大綱』2001 年 12 月 25 日

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会『報告書』2008 年 2 月 5 日

(9) 民営化と特殊法人改革

Christopher Hood et al., *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters*, Oxford University Press, 1999, Ch.1.

道路公団民営化推進委員会『意見書』2002 年 12 月 6 日

郵政民営化に関する有識者会議議事録等

(10) 財政

アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972年、第1・2章
経済財政諮問会議関係資料

(11) 外交

ハロルド・ニコルソン『外交』東京大学出版会、1968年、第1章
Brian Hocking, "Foreign Ministries: Redefining the Gatekeeper Role", in idem (ed.)
Foreign Ministries: Change and Adaptation, Macmillan, 1999.
外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002年7月12日

(12) 規制

Martin Lodge, *On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany*, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.
伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年、序章・終章
規制改革会議『規制改革推進のための第3次答申』2008年12月22日

(13) 警察と倫理

Mark H. Moore, *Creating Public Value*, Harvard University Press, 1995, Ch.3.
荻野徹「警察事務の範囲と分担」(安藤忠夫・國松孝次・佐藤英彦編『警察の進路』、
東京法令出版、2008年)
警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』2000年7月13日

(14) コミュニティ・国家・グローバリゼーション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会『報告書』2001年12
月24日
閣議決定『男女共同参画基本計画(第2次)』2006年12月27日

(15) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, *Public Management as Art, Science and Profession*, Chatham House
Publishers, 1996, Ch.6
牧原出「憲政の中の『内閣官僚』」(坂野潤治他編『憲政の政治学』東京大学出版会、
2006年)

<教科書・教材>

上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるもの
の他は、当方で用意する。また、あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書と
しては以下のものが有益である。

西尾勝『行政学 新版』有斐閣、2002年

西尾勝・村松岐夫編『講座行政学1～6』有斐閣、1994年

升味準之輔『日本政治史4』東京大学出版会、1988年

北岡伸一『自民党』読売新聞社、2005年

＜成績評価の方法＞

演習での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

授業科目：グローバル・ガバナンス論（４単位）

責任教員：戸澤 英典

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

<目 的>

この授業の目的は、現代の国際社会で発生する様々な問題に関する情報を収集し、国際関係論の諸理論に基づく考察も応用しながら、その解決策を提示する能力を養うことにある。グローバル化の進展する現代社会では、そうした国際的な問題群に対する感受性と問題解決能力は、いわゆる国際政治や国際行政の場に直接・間接に関与する者ばかりでなく、従来ピュアに国内政治・行政の持ち場と考えられてきたような政策領域に携わる者にとっても不可欠のものとなってきた。

今年度の授業では、グローバル・ガバナンスのあり方を理論と現実とに即して把握することを目標とする。グローバル化に伴う様々な課題を解決するための組織的マネジメントである国際行政についても、具体的な政策領域ごとに如何なる態様をとっているかを詳しく見ていく。

<授業内容・方法>

履修生には、まず、基本文献の講読によってグローバル・ガバナンス論あるいは国際行政に関する理論的側面を検討してもらう。その上で、グローバル・ガバナンスの実際の例について具体的なケースを選んで各自に調査・報告してもらう。

現在のところ、とりあげる予定の個別テーマは以下の通りである。

第１部 グローバル・ガバナンスの理論と経験

- (1) グローバル・ガバナンスに関する理論
- (2) 国際行政の歴史的展開
- (3) 国際連盟・国際連合
- (4) ヨーロッパの経験
- (5) 他地域の例

第２部 グローバル・ガバナンスの実際

- (1) 紛争管理／テロ・犯罪対策
- (2) 国際援助行政
- (3) 地球環境問題
- (4) 運輸・通信・インターネット
- (5) 保健・衛生

＜教科書・教材＞

各回の必読文献についてはコピーを配布する。また、参考文献については授業開始時に紹介する。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告、質疑・討論への参加、期末のレポートに基づいて評価する。

＜その他＞

授業科目：経済学理論（4単位）

責任教員：阿部 高樹

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

<目 的>

この授業では、経済政策の基礎となる「経済学の考え方」に触れ、それを実際の政策に応用できる能力を涵養することを目的とする。なお、受講者の中に、公務員試験の受験希望者が一定割合含まれることを想定し、ミクロ経済学およびマクロ経済学の演習問題の解答能力を高めることも目的としたい。以上を、講義・課題を通して達成していく。

<授業内容>

教科書1、2をもとにして、以下の順番で講義していく；

1. 経済学の考え方・経済理論の体系、
2. ミクロ経済学、
3. マクロ経済学。

また、長期休暇時などを利用して「副読本（教科書3）」を読み、講義内容の現実的意味を理解してもらう。なお、ミクロ経済学・マクロ経済学の主なトピックは以下の通りである；

○ミクロ経済学

- ・ 経済制度（資源配分システム）の考え方
- ・ 市場経済制度の特徴
経済主体の行動：家計、企業、政府
市場経済の評価：効率性と公平性、社会的利益を巡る諸議論
- ・ 独占市場、寡占市場
- ・ 市場の失敗と公共政策の役割
- ・ 政府の失敗

○マクロ経済学

- ・ 国民所得：GDP、国民所得の概念、国民所得の決定理論、
- ・ マクロ経済の均衡分析：財市場、金融市場、労働市場、
- ・ 経済政策：財政政策、金融政策の効果
- ・ 開放マクロ経済学：マンデル＝フレミング・モデル
- ・ 経済成長：ハロッド＝ドーマー・モデル、新古典派モデル
- ・ 産業連関分析：各種施策の生産波及効果分析

経済学を初めて本格的に学ぶ受講生がいることを考慮して、基礎的な内容から開始するが、ミクロ経済学・マクロ経済学の両方を4単位科目として盛込むため、学部レベルの倍のスピードで進むことになる。したがって、予習・復習が大切になる。

＜教科書＞

- 1) 幸村 千佳良『公務員試験・はじめて学ぶマクロ経済学』第2版、実務教育出版、2001年。(本体1400円＋税)
- 2) 幸村 千佳良『公務員試験・はじめて学ぶミクロ経済学』第2版、実務教育出版、1998年。(本体1300円＋税)
- 3) 伊藤 元重『はじめての経済学(上)・(下)』、日本経済新聞社(日経文庫)、2004年。
(上・下とも、本体830円＋税)

＜参考書＞

武隈 慎一『ミクロ経済学』増補版、新世社、1999年。(2850円＋税)
井堀 利宏『入門ミクロ経済学』第2版、新世社、2004年。(2950円＋税)
中谷 巖『入門マクロ経済学』第5版、日本評論社、2007年。(2940円)
中谷 巖『マクロ経済学入門』第2版、日本経済新聞社(日経文庫)、2007年。(945円)

＜成績評価の方法＞

出席、課題、期末テストを総合判断して評価する。詳細な評価基準については、講義時に説明する。

授業科目：財政学（2単位）

責任教員：只友 景士

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

本講義では、主に三つの目的を設定する。第一の目的は、財政学に関する大学院レベルの財政学の基礎知識を身につけ、「財政学的な思考」を習得することである。第二の目的は、公共政策に関わる問題意識の涵養である。三つ目の目的は、財政学的思考を活かし、問題意識を持ちながら具体的な財政問題や公共政策の課題を分析する力を養成することである。

<授業内容・方法>

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮らしや私たちの社会の存立にとってどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「(財政は、) 権力体である公共部門の経済活動である」、「(財政は、) 市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。

本講義では、この多様且つ独特の側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦『財政学』を基本テキストに講義を行う。また、ケース・スタディと経済学の古典輪読を取り入れ、講義が単なる知識・理論の詰め込みに終わるのではなく、これまでの受講者の知識の統合化・再編を図りながら、問題意識の涵養と理論的・論理的思考能力の養成、発展的な知識の習得と視野を広げることをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」といった視点から眺め直してみたい。現実（現実の現代国家の編成原理）と理論（テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像）を比較し、その往復の中から現代財政学の発展的な理解を進める。

<教科書・教材>

教科書：神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣（2007年）

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

<参考書>

『スティグリッツ 公共経済学』東洋経済新報社（2003年）

川本隆史編集『岩波応用倫理学講義 4 経済』岩波書店

アダム・スミス『国富論（全4巻）』岩波文庫（2001年）

ロナルド・ドゥウォーキン『平等と何か』木鐸社

ジョン・ロールズ著『正義論』紀伊國屋書店（1979 年）

講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布する予定である。

＜成績評価の方法＞

課題レポート（75 点）、平常点（25 点）の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考を発展的に運用する力をつけるために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論への貢献度を重視する。

授業科目：政策分析の基礎と応用（４単位）

責任教員：久武 昌人

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

<目 的>

政策分析は、様々なディシプリンで培われてきた手法やフレームワークを活用する、まさにインターディシプリナリーなものである。よって、その外延は極めて広いが、本大学院のワークショップ等の特性を踏まえ、そこでの調査・研究に役立つ内容とすることを念頭に置く。

なお、昨年度開講の「リスク社会の科学と政策」の講義概要において、担当教員の方（坪野教授）は、「既存の政策を批判的に検証したり、新たな政策を提言したりする際には、広義の科学的方法を用いて獲得された事実認識を基礎としながら、政策の望ましい方向性についての自覚的な価値判断を踏まえて検討を行うことが必要である。ところが、公共政策ワークショップⅠやリサーチペーパーの指導経験を通して感じるのだが、事実認識と価値判断の区別や、理論と仮説とデータとの関係、総じて科学と政策の相互関係について、無自覚ないしナイーブな理解しか持たないために、政策提言の論理性や妥当性が損なわれているケースが少なくない。」と述べておられるが、本講義のスタートに際して担当教員も同様の問題意識を有していることを付言しておきたい。

本講義のミニマムの目的は、「政策分析の基礎と応用に関して一定の理解を達成すること」である。そして、「その過程で得られた知見に関して、その有用性と限界・留意点の両面を踏まえた活用を図ることが出来る能力を涵養すること」、これが本講義の究極の目的である。

<授業内容・方法>

1. 次の各テーマについて講義・演習を行う。[]内は取り扱う予定の主な項目である。

- －政策分析に関する基本的姿勢について[反証可能性等（ポパー）、クーンの議論、共通理解の形成とは（シニフィアンとシニフィエ、現象学的還元、コモン・ナリッジ（Agreeing to disagree））、ポジティブ・フィードバックとネガティブ・フィードバック、合理性と限定合理性・可知と不可知、（とりあえずのスタートとしての）ロジカル・シンキングの基礎等]
- －ゲーム理論[非協力ゲームを中心に（ゲームの定義、ナッシュ均衡、様々な均衡概念、コミットメントの意味等）。協力ゲームからは、ナッシュ交渉解、シャープレイ値等。また、進化ゲーム理論の紹介（安定性、限定合理性との関連等）等]
- －契約理論の基礎[特に、不完備契約。法と経済学の分野からも少々]
- －限定合理性を踏まえたフレームワーク[政治学、政策過程論、組織行動論、行動経済学等から。官僚制についても少々]

- －ミクロ経済学関連からいくつかのトピックス[特に、厚生経済学等（パレート、ロールズ、セン等を含む）]及び政策評価関連（コスト・ベネフィット・アナリシス等]
- －経営学関連からいくつかのトピックス[ファイナンスと財政、アカウンティングと公会計等]
- －事例研究

2. いわゆる講義形式を中心とするが、演習も実施する。そのテーマとしては、現段階では、コスト・ベネフィット・アナリシスの基礎、事例分析1（ロジカル・シンキングの活用）及び事例分析2（ゲーム理論、様々なフレームワーク等の活用）を予定している。

＜教科書・教材＞

教科書は次の通りである。

岡田章『ゲーム理論・入門－人間社会の理解のために』（有斐閣、2008年）

柳川範之『契約と組織の経済学』（東洋経済新報社、2000年）

久米郁男・古城佳子・真淵勝・川出良枝・田中愛治『政治学』（有斐閣、2003年）

奥野正寛『ミクロ経済学』（東京大学出版会、2008年）

これら以外の教科書、必要な文献等については、別途指示をする、又は、コピーを配布する。教科書の数・分量は決して少なくないが、毎回の講義の該当部分を指定するので、その前に必ず（たんに目を通すのではなく、しっかりと）読んでおくこと。それを前提に授業を進める。なお、定量的分析に関する作業も行う予定であるので、エクセルの簡単な操作については他の講義等を通じてあらかじめ慣れておいてもらいたい。

なお、理解を助けるための参考書として、次の各書籍を挙げて置く。

竹田青嗣『現象学は思考の原理である』（筑摩書房（新書）、2004年）

梶井厚志・松井彰彦『ミクロ経済学 戦略的アプローチ』（日本評論社、2000年）

穴戸善一・常木淳『法と経済学』（有斐閣、2004年）

草野厚『政策過程分析の最前線』（慶應義塾大学出版会、2008年）

Boardman, Greenberg, Vining and Weimer. Cost-Benefit Analysis: Concepts and Practice. 3rd ed., Prentice Hall, Upper Saddle River, NJ, 2006. (第2版については邦訳『費用便益分析－公共プロジェクトの評価手法の理論と実践』（岸本光永監訳、ピアソン・エデュケーション、2004年）があるが、第3版で相当部分が加筆されている。)

＜成績評価の方法＞

授業への参加とそこでの貢献（クラス・パーティシペーション）、演習等における課題、期末の筆記試験による。評価点の配分は、原則として、クラス・パーティシペーションを20%、課題を30%、期末の筆記試験を50%、とする予定である。

＜その他＞

特定分野の知識等を前提とはしないが、自らの頭で考えようとする姿勢が強く望まれている。

授業科目：公共法政策通論Ⅱ（４単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週２回

<目 的>

実社会において向き合わなければならないあまたの実定行政法制度を、法学部或いは大学院法学研究科に在学する学生諸君が学ぶ機会、意外と少ない。もちろん、大学においても行政法特殊講義の形で、環境法、都市法、金融法といった幾つかの限られた法制度についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、行政法の通則や行政救済法或いは行政組織法といった分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような行政法制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の実定行政法が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを現役の行政官から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実には生じている様々な問題に対して、これらの実定行政法に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの実定行政法がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官を目指す学生諸君に対して、我が国の実定行政法制度の全体像の提示とその横断的検討を通じて、こうした実定行政法の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。

<授業内容・方法>

本講義の対象は、我が国の実定行政法の殆ど全ての分野に及ぶ。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、資源・エネルギー法、通信・放送法、社会福祉関係法、教育・文化法、商工業関係法、中央銀行法・金融法、消費者保護法、警察関係法、防衛・安全保障法、災害関係法、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義（２年間）の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、退官後間もない次官、長官等も予定していて、現実の中で機能する活きた行政法制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

なお、当大学院では、このオムニバス講義の他に、環境法、都市法、金融法、社会保障法といった講義が別途開設されるため、学生諸君は、ほぼ、我が国の実定行政法制度の全体を把握することができると考えられる。

本講義は、2年間で行政のほぼ全てにわたる分野を網羅する形で行われるが、本年度（第2年度）の予定は、おって掲示する。

＜教科書・教材＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価の方法＞

年度末にレポート試験を行って評価する。

＜その他＞

開講は、隔週土曜3、4限である。

授業科目：地域社会と公共政策論Ⅰ（４単位）

責任教員：海野 洋

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

＜目 的＞

この授業は、地域社会において現実に生じている問題を取り上げ、これに多角的方向からアプローチし、複数の視座からの検討を加え、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力、将来を見通す優れた判断能力を養成し、総合的判断力の上に立った政策立案能力を修得することを目的としている。09年度前期においては、コメを取り上げる。

＜授業内容・方法＞

コメは日本人の主食であり、全国各地の水田で栽培される主要の農産物であるが、昭和38年をピークに一人当たりの消費量が減退を続け、価格も低迷している。しかも耕作規模の拡大は遅々として進まない中で、WTOの現ラウンドでは我が国が現在課している高関税の維持が焦点の一つにもなっている。

他方、我が国の消費者のニーズは多様なものとなっており、数量的な安定供給・低価格指向・安全性追求など多岐に亘っている

稲作を今後どう進めていくか―これは、国のありように関わる基本的政策の一つであると同時に、地域（とりわけコメへの依存度が大きい東北）にとっても避けて通れない重要なテーマでもある。

既にコメに関する規制は大幅に緩和されており、多様な展開が可能となっている。加えて「食料・農業・農村基本計画」の改訂に当たり、コメ政策についての「タブーなき議論」が行われることとされている。この状況を踏まえ、地域におけるコメに関する方策をどう展開していくべきかについて多角的に検討する。

本講義は、担当教員による講義と、複数の外部講師によるオムニバス講義であり、M1及びM2の学生全員が受講することができる。

本講義では、毎回指定された課題（テーマに関連する選択肢のひとつ）について、学生自身から簡単な報告を行った上で、その政策が抱える問題点を授業の中で討議し、掘り下げていくこととする。

なお、外部講師としては、東北農政局、JA宮城の関係者等を予定し、交渉中である。

＜教科書・教材＞

授業にて資料を随時配布する。なお、参考図書は以下に掲げるもののほか、適宜紹介をする。

生源寺眞一『農業再建』（岩波書店、2008）

＜成績評価の方法＞

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

＜その他＞

外部講師の都合上、所定の開講日以外に土曜午後に開講することがある。

（但し、公共法政策通論Ⅱの開講日以外の日である。）

授業科目：公共政策特論（行政法特論）（2単位）

責任教員：稲葉 馨

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

この授業は、公共政策の企画・立案に当たって要求されることが多い行政法の基本的な問題・制度に関する正確な知識を身につけ、さらに応用力を養うことを目的として、行政法に関するテーマの中から、7つを選んで、説明・質疑・検討を行う。

<授業内容・方法>

次のテーマについて、まずひと通りの解説をしたのち、事例・設問等を素材にして質疑・討論を行うという形式で進める。

- 1 情報公開・個人情報保護制度
 - ・制度の概要／主要論点
- 2 住民監査請求・住民訴訟
 - ・制度の概要／請求の対象／住民訴訟における違法性
- 3 条例論－法律と条例の関係を中心に
 - ・一般理論／諸判例の検討
- 4 行政計画論
 - ・行政計画の諸類型／主要な法律問題
- 5 行政指導論
 - ・行政指導の諸類型／行政指導の法的限界
- 6 公務員の権利と義務
 - ・権利・義務のカatalog／主要論点
- 7 指定管理者制度
 - ・制度の概要／制度化の経緯／主要論点

<教科書・教材>

テキストは、特に指定しない。それぞれのテーマごとに、資料を配付する。

また、その都度、必要に応じて、参考文献を教示する。

<成績評価の方法>

平常点とレポートによる。なお、レポートは、授業でとりあげたテーマに関するものに限る。

＜その他＞

受講者は、行政法について基礎的な知識を有することが望ましい。

授業科目：地方自治法（2単位）

責任教員：飯島 淳子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

地方自治行政の実務に必要であると考えられる、地方自治法の制度と運用のありようを理解する。法制度およびこれを体系化し方向づける法理論を検討したうえで、近時必要性を強く認識されるようになった政策法務に関して、理論化の可能性をも含め、そのあり方を考えるとともに、個別事例を素材にして、総合的な視野からの思考実験を行う。

<授業内容・方法>

I 地方自治の法制度・法理論

- 1 地方自治の基礎理論
- 2 団体自治論
- 3 住民自治論

II 自治体政策法務

- 1 立法法務
- 2 執行法務
- 3 争訟法務

質疑応答および討論を交えつつ、担当教員が講義を行うという形式をとる。

履修学生の数・関心等に応じて、授業内容・方法は変更される可能性がある。

<教科書・教材>

宇賀克也『地方自治法概説〔第二版〕』（有斐閣、2007年）

塩野宏『行政法Ⅲ〔第三版〕』（有斐閣、2006年）

鈴木庸夫編『自治体法務改革の理論』（勁草書房、2007年）

「特集・自治体政策法務の展開」ジュリスト 1338号（2007年7月15日号）

<成績評価の方法>

平常点およびレポートによる。

授業科目：環境法（2単位）

責任教員：苦瀬 雅仁

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

この講義は、公共政策的視点から環境法全般を学ぶことを趣旨とするものである。

このため、環境問題の具体的な事象、状況を踏まえた上で、これに対処するための法制度について、歴史的な経過の概要を学習した上で、これまで環境問題に対して環境法政策がどのように対処してきているのか、また今後どのように対処すべきなのかについて、知識を習得し、考える力を養うことを目的とする。

授業は、受講生自身が政策を企画立案実施する立場に立つことを想定して考えていくことを意識して進める。これにより、環境行政志望者のみならず、他の分野の行政志望者、さらに、シンクタンクやコンサルタント、事業会社、報道機関等を志望する学生等幅広い人にとって有益な知識と考え方の訓練機会が与えられることを目指す。

<授業内容・方法>

1. 内容

以下のような内容について授業を行う。

- (1) 環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像の概観。
- (2) 環境法の生成発展を導く理念・原則、環境基本法の理解を通じた環境法分野の基本的な考え方と構造の理解。
- (3) 内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する法政策及び個別法についての基礎的な理解。（各分野の近年の環境法諸法令の内容に即して必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における各法政策の位置付けについても、理解を深める。）

2. 講義形式及び質疑等を組み合わせた形式により行う。

- ・講義を中心にするが、授業時間中に学生に対して質問を行ったり、意見を求めたりする。
- ・授業の場、または授業後に電子ネットワークも活用して、コメントシートの提出を求める方法も用いる。
- ・幅広い環境法の分野の全体について必要な理解を得るためには自習による補足も必要となる。

3. 概ね以下の項目と日程で行う。多少の変更はあり得る。

第1部 総論的事項（第1週—第5週）

（第1週）・導入（授業の趣旨の説明、授業の進め方、授業計画等の説明等）

- ・環境問題、環境法の特質

- (第2週—第3週) ・環境問題の歴史と環境法の生成展開の概要
- (第4週) ・環境法の理念・原則 ・環境政策手法の多様化
- (第5週) ・環境法及び環境政策の基本構造(環境基本法・環境基本計画) など
(参考: 21世紀環境立国戦略、平成21年度環境省重点施策)

第2部 各論的事項(主な分野等に係る法制度等)(第6週—第12週)

- (第6週) ・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策1(大気汚染防止法、自動車NO_xPM法等)
- (第7週) ・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策2(水質土壌汚染防止法、土壌汚染対策法等) ・公害被害者救済に関する法政策
- (第8週) ・廃棄物・物質循環に関する法政策
- (第9週) ・自然環境・生物多様性保全に関する法政策
- (第10週) ・地球環境問題に関する法政策1(全般、地球温暖化以外の諸問題)
- (第11週) ・地球環境問題に関する法政策2(地球温暖化問題)
- (第12週) ・有害化学物質の管理に関する法政策、

第3部 試験等(第13—15週)

- (第13週) ・環境影響評価に関する法政策
 ・試験問題についての説明
- (第14週) 試験の実施
- (第15週) 試験についての講評、及びこれまでの講義の補充(費用負担、環境事件の司法・行政的解決、環境行政組織 等)

<教科書・教材>

講義の進捗に応じて、講義資料(レジュメ及び参考資料)を作成・配付する。

【教科書】(ただし教科書にそのまま沿って進めるものではない)

- ・『環境法第2版』大塚直著(有斐閣): 講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。

【重要参考書】

- ・『環境六法』環境法令研究会編集(中央法規): 主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要である。

【参考書】(以下以外の参考書類は以下のほか講義において必要に応じ追加紹介することがある。)

- ・ケースブック環境法(大塚直、北村喜宣編) ・環境白書平成20年版
- ・第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定) ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)
- ・環境省ホームページ ・安井至先生ホームページ

- ・ 確認環境法用語成文堂
- ・ 「環境リスク学 不安の海の羅針盤」 中西準子著

＜成績評価の方法＞

試験を主とし平常点を従とする。

授業科目：社会福祉法（2単位）

責任教員：志田 民吉

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

社会福祉法を理解する。

<授業内容>

社会福祉法、具体的には、憲法の生存権規定と福祉サービスの各種の関連法令との係わり、各種の福祉サービス関連法令、福祉サービスの関連法令が児童、高齢者、障害（身体・知的・精神）者などの属性別に規定されていることなどについて、の理解を目指します。各種の福祉サービス関連法令の理解に有用と思われる各種資料(各種審議会答申、判例、各種記事など)の配付プリントを用いて授業を進めます。また、詳細は授業の中で話しますが、社会福祉は生活に関連しますから、生活主体である人の営む社会とその制度を考えるために、いわゆる文化や臨床心理などの視点も授業の中では織り交ぜながら、社会福祉の向上と増進のための制度について考えたいと思います。

<教科書>

配付プリントを使用しますので、特に指定の教科書はありません。

参考文献として、①蟻塚昌克著・入門・社会福祉と法（ミネルヴァ書房）と②河野正輝他2名編・入門・社会福祉法（有斐閣）を挙げておきます。①は元・厚労省福祉専門官の著書で社会福祉(行政)の視点、②は法学研究者の著書で法学の視点、からの記述です。①と②の視点の違いが感じ取れるかと思います。

③月刊福祉の別冊資料集1～26巻。現憲法の下での社会福祉の制度に係わる資料が必要かつ十分に収録されています。

以下は、授業担当者の編著書です。いくつか参考までに挙げておきます。

“社会福祉サービスと法”（共編著、建帛社）、“臨床に必要な人権と権利擁護”（編著、弘文堂）、“(福祉)法学”（編著、建帛社）、“里親制度の国際比較”（共著、ミネルヴァ書房）、“先進諸国の社会保障2、ニュージーランド・オーストラリア”（共著、東京大学出版会）などがありますが、特に準備をする必要はありません。

<成績評価の方法>

受講態度（出席、質問など）を総合して行いたいと思います。

<その他>

必ずしも学部で法学を履修した学生を講義対象とはしておりませんので、授業の中では

法学的思考の基本的な特徴についてもできるだけ言及します。また“人＝社会＝制度”の関連ですから制度は人間の存在に由来し、日頃から人の存在の意義や人と社会との関連に関心を持つことは大切です。

授業科目：政策体系論 政策実務A 都市政策論Ⅰ（2単位）

責任教員：生田 長人

配当学年：M2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

現代の都市が直面している主要な課題を取り上げ、問題の本質と構造、現在講じられている政策の概要、本来あるべき政策の姿等を講義することを通じ、将来の我が国の都市の姿を考えてもらうことを目的としている。

<授業内容・方法>

最初に都市をコントロールしている法制度の概要についての講義を行った後、現在の都市が直面している主要な課題を取り上げて講義する。現在予定している課題としては、大都市の再生、地方都市の中心市街地の活性化、まちづくりに関する法制度のあり方、災害に対する脆弱性の克服、都市景観政策の実効性、廃棄物処理施設等の都市に不可欠な嫌悪公益施設の立地問題、都市のマネジメントの欠如等を予定している。単純な一方方向の講義だけではなく、双方向の議論を行うことも予定しているため、通常の講義スタイルをとるものではない。

<教科書・教材>

この分野での総合的な教科書は存在しないため、毎回レジュメの配布を行う。

<成績評価の方法>

リポートの提出とその内容による評価

<その他>

人口減少時代を迎えて、都市のあり方が地域の将来を左右する可能性が強まりつつある。しかしながら、都市をトータルでとらえて運営しようとする明確な姿勢は、どの都市においてもほとんど見られない。経済の行き着くままに任せてコントロールされていない都市の将来は明るくない。将来生き残ることができる都市と衰退することが予想される都市の差を考えてもらうことになる。

参加者は少人数が望ましい。

授業科目：政策体系論 政策実務B 環境政策論Ⅰ（2単位）

責任教員：苦瀬 雅仁

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回（2コマ連続の授業を原則として隔週で行う予定）

<目 的>

この授業は、環境政策の主要分野（我が国の今日の環境問題の各分野及び問題横断的な政策分野）に関して、それぞれの分野の問題に対する政策の現状を把握し、法律等の現状の政策がそのようになった経緯と意義について検討した上で、環境政策の課題と今後のあり方について検討することにより、環境政策実務を体系的に理解するとともに、政策立案の基盤となる能力を形成することを目的とする。

<授業内容・方法>

最初に導入的な講義を行った後は、各参加者が、割り当てられたテーマに関して、問題の状況、法令をはじめとする政策の状況、課題、今後の方向などについて報告を行い、他の参加者及び担当教員とそれを巡る質疑・討論を行うことにより進める。（必要に応じ教員より補足説明）

教材としては、共通的基础的に重要と思われる数冊の書籍及び関係分野に関する担当官庁（主として環境省）の発行している説明資料（多くはウェブサイトに掲載されている）を用いるのに加え、報告者が探す必要な文献・資料を用い、さらに、必要に応じて参加者の興味関心や進捗等も踏まえて適切な文献・資料の追加を教員が指示する。

授業はおおむね以下の予定で行う。

ただし、現実の環境行政の展開状況、参加者の数並びに専門分野興味関心により決定していく。

1. 導入等（第1回）

- ・この授業の趣旨の説明、授業計画説明等の導入
- ・我が国の環境問題及び環境政策の歴史と現状の概況
- ・今日の主要な環境問題と環境政策の主要な課題
- ・最近の閣議決定等に見る環境政策の現状と動向
- ・環境法政策の特色、理念・原則、環境政策の手法
- ・テーマと分担の協議

2. 環境政策の各課題の体系的検討（第2回―第7回）

各回において所定のテーマについて検討を進める。

授業時数の関係から網羅的な検討ではなく限られた分野についての検討となるが、いくつかの主要分野を取り上げ、それぞれの分野において環境問題や環境政策の特徴を実態に照らして検討する。

担当学生からの報告と、教員からの講義等を組み合わせて行う。

テーマは概ね次の各項目（必要に応じてその中でさらに特定・具体化したもの）のうちから6つ以上12以下を選定する予定。

あらかじめ指定された報告担当者は当該回の授業において報告を行う。

- (1) 環境法体系の基本構造と環境基本法、環境基本計画
- (2) 環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策1
(大気汚染防止に関する問題)
- (3) 環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策2
(水質汚濁に関する問題、または土壌汚染対策に関する問題)
- (4) 自然環境・生物多様性保全に関する法政策
- (5) 廃棄物・物質循環に関する法政策
- (6) 自然環境・生物多様性保全に関する法政策
- (7) 地球環境問題に関する法政策1（全般、地球温暖化以外の諸問題）
- (8) 地球環境問題に関する法政策2（地球温暖化問題）
- (9) 有害化学物質の管理に関する法政策
- (10) 環境影響評価に関する法政策
- (11) 被害者救済に関する法政策

3. 各分野の検討を踏まえた環境政策全体を通して重要な視点（第8回）

- ・環境政策の体系的視点と環境政策の今後の方向

<教科書・教材>

【教科書】（ただし教科書にそのまま沿って進めるものではない。）

- ・『環境法第2版』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。

【重要参考書】

- ・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要である。

【参考書】（以下以外の参考書類は以下のほか講義において必要に応じ追加紹介することがある。）

- ・ケースブック環境法（大塚直、北村喜宣編） ・環境白書平成20年版
- ・第三次環境基本計画（平成18年4月閣議決定） ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月閣議決定）
- ・環境省ホームページ ・安井至先生ホームページ
- ・確認環境法用語（成文堂） ・「環境リスク学 不安の海の羅針盤」中西準子著

<成績評価の方法>

期末に提出するレポートを主とし、平常点を従とする。

授業科目：政策体系論 政策実務C 農林水産業政策論Ⅰ（2単位）

責任教員：海野 洋

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

この授業は、人間にとって一日たりとも欠くことのできない食料を、如何に安定的かつ安全な状態で確保していくか、その政策について、考察しようとするものである。

<授業内容・方法>

授業は大きく2つから構成される。

第一のテーマは、我が国の食と農の現状等を理解した上で、今後発生が予想される問題を考察することである。

具体的には、カロリーベースの食料自給率の持つ意味、世界の食料需給状況と今後大きな影響を及ぼす諸要因（開発途上国の動向、エネルギーと食料の競合、遺伝子組換え作物への作付け転換等）、輸入途絶時の対応（昭和14年～20年の我が国の対応を含む）等を取り上げる。

第二のテーマは、食の安全性について、国民の関心を集めている諸問題を正確に理解し、安全と安心のギャップを如何に埋めていくべきかを考察することである。

具体的には、BSE牛、事故米、遺伝子組換え作物等を取り上げる

最後に、第一で取り上げた状況の中で、第二の安全性をどのような形で、誰の負担で確保し、安定供給していくべきかを考察する。

なお本講義では、毎回指定された問題について学生自身から簡単な報告を行い、論議することを予定している。

<教科書・教材>

授業にて資料を随時配布する。なお、参考図書は別紙に示すもののほか、適宜紹介する。

<成績評価の方法>

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

(別紙)

末松広行『食料自給率の「なぜ？」』(扶桑社、2008)

斉藤美奈子『戦下のレシピ～太平洋戦争下の食を知る～』(岩波書店、2002)

中村靖彦狂牛病『～人類への警鐘～』(岩波書店、2001)

A. マキュアン『遺伝子組換え食品～どこが心配なのですか～』(丸善、2002)

小島正美『誤解だらけの危ない話』(メディアフォーラム、2008)

授業科目：租税法原論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

授業題目：租税理論に関する論点

授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、租税理論に関する文献等を題材に、近年どのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、租税理論に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

学習の到達目標：

1. 租税理論について正確な知識を得る。
2. 租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

<授業内容・方法>

取り上げる文献等は別途指示する。

<教科書・教材>

教材として取り上げる文献等は別途指示する。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

<成績評価の方法>

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

授業科目：国際関係論演習（4単位）

責任教員：大西 仁

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

<目 的>

目的：1. 現代の国際社会で起こっている様々な問題を理解する基本的能力を身に付ける。

2. 報告や議論を行う能力を向上させる。

3. 国際政治に関する英文の文献を読解する能力を向上させる。

参加資格：英文の文献をまじめに読み、毎回のゼミに必ず出席して、積極的に議論に参加する意欲のある者。

学習の到達目標：

1. 現代の国際政治を理解する基本的能力を身に付けることによって、これまでの日常生活で培ってきた常識的観点とは異なる観点から、現代社会とりわけ国際社会への関心・理解を深める。

2. 報告・議論を行う能力を向上させることによって、将来、国際的舞台で自らの見解を表明し、議論を展開ようになる、確かな足がかりを築く。

3. 英文文献を読解する能力を飛躍的に高める。

<授業内容・方法>

内容：現代の国際政治上の主要問題を広く扱う。具体的内容は、追って知らせる。

方法：毎回、報告者が英文文献の担当部分について、予めレジュメを作成して配布すると共に、ゼミの席で口頭の報告を行い、それを基に、参加者全員で議論する。

予定については追って知らせる。

<教科書・教材>

主として英文文献を用いるが、詳細は追って知らせる。

<成績評価の方法>

出席状況、報告、議論への貢献と、学期末に提出するゼミ論文により評価する。

<その他>

10月7日（水）2:40 から 10 演で説明会を行うので、参加希望者は必ず出席すること。

授業科目：実務労働法Ⅰ（２単位）

責任教員：原 昌登

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・労働法総論
 - 1 労働法とは何か？－労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
 - 2 労働法上の「労働者」
 - 3 労働法上の「使用者」
 - 4 労働法規・労働契約
 - 5 労働協約
 - 6 就業規則
- ・雇用関係法
 - 7 労働憲章－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 差別禁止－労基法3条・4条、雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
 - 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用、労働条件明示
 - 10 賃金
 - 11 労働時間
 - 12 休暇・休業
 - 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事－昇進・降格、配転、出向・転籍、退職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教員と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第2版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第2版〕』（有斐閣）を用いる。

なお、労働法の初学者には参考書として森戸英幸『ブレップ労働法〔第2版〕』（弘文堂）を薦めるので、開講前に読んでおくとよい。

＜成績評価の方法＞

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点 2 割、試験 8 割を目処とする。

＜その他＞

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mail で随時質問・相談に応じる

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）
責任教員：桑村 裕美子、原 昌登
配当学年：M1・2年
開講学期：後期
週授業回数：隔週2回

<目 的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨン、企業秩序・懲戒1
 - 2 企業秩序・懲戒2
 - 3 労働関係の終了1—解雇
 - 4 労働関係の終了2—辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉
 - 6 団体行動
 - 7 不当労働行為
 - 8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業避止など
 - 11 労働市場と法規制—人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- ・総合的考察
 - 12 労働条件の変更
 - 13 企業組織再編と労働関係
 - 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教員と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。雇用関係法は主に原が、労使関係法は主に桑村が担当する（分担の詳細は開講時に説明する）。総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

＜教科書・教材＞

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第 2 版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第 2 版〕』（有斐閣）を用いる。

＜成績評価の方法＞

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点 2 割、試験 8 割を目処とする。

＜その他＞

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mail で随時質問・相談に応じる

授業科目：社会保障法（2単位）

責任教員：嵩 さやか

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることで、社会保障法についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題を中心的に取り上げることで、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題をトピック的に取り上げる。

2. 教育方法

制度の概要については、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましいが、講義でも概要を解説する。

他方で、法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）に掲載されている裁判例や論文）を予習してきたことを前提に授業を進める。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2回 医療1－公的医療制度の概要

第3回 医療2－公的医療制度をめぐる法律問題

第4回 年金1－年金制度の概要

第5回 年金2－年金制度をめぐる法律問題①

第6回 年金3－年金制度をめぐる法律問題②

第7回 労災保険－労災保険の概要と法律問題

第8回 社会福祉1－社会福祉制度の概要

第9回 社会福祉2－社会福祉制度をめぐる法律問題①

第10回 社会福祉3－社会福祉制度をめぐる法律問題②

- 第 11 回 生活保護 1－生活保護制度の概要
第 12 回 生活保護 2－生活保護制度をめぐる法律問題
第 13 回 憲法と社会保障
第 14 回 外国人と社会保障

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）の中の指定した資料（コピー配布）
- ・『社会保障判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣、2008 年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法

2. 参考書

- 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第 3 版〕』（有斐閣、2007 年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）
岩村正彦『社会保障法 I』（弘文堂、2001 年）

<成績評価の方法>

期末試験により評価する。

授業科目：経済法Ⅰ（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回（前期を二分し、前半に行う）

<目 的>

日本における競争政策と法規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的知識と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて審決・判決等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語による討論能力を養成することも目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連審決・判例等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は講義が中心となる。後半以降は具体的事案について受講者と質疑応答を行なう。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

（1）弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 不正手段
- ④ 正当化理由

（2）各違反類型

- ① 不公正な取引方法
- ② 不当な取引制限
- ③ 私的独占

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第4版）』（有斐閣）：2009年3月出版予定 要購入

<教 材>

白石忠志『独禁法基本法令』（商事法務）要購入

※ただし、版元品切の場合には資料を配布する。

公正取引委員会事務総局編「独占禁止法関係法令集」（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

白石忠志著『独占禁止法』(有斐閣)

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『独占禁止法 (第2版補正版)』(弘文堂)

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法 (第2版)』(有斐閣)

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

<その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法Ⅱ（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回（前期を二分し、後半に行う）

<目 的>

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて審決・判例等の原資料を読解し、具体的な事例研究を行う。問題となる具体の実務的論点について、現実にもどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。なお、今国会に提出された改正法案についても適宜解説する。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

（1）独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 応用的諸問題1（知的財産権との交錯、国際事件等）
- ⑤ 応用的諸問題2（主張立証責任等）

（2）平成21年独禁法改正法案

（3）独禁法のエンフォースメント

- ① 公正取引委員会
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第4版）』（有斐閣）要購入

<教 材>

白石忠志『独占法基本法令』（商事法務）要購入

※ただし、版元品切の場合には資料を配布する。

金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法』（弘文堂）

公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

白石忠志著『独占禁止法』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著『独占禁止法（第2版補正版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法（第2版）』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の 90%とし、出席点・授業に対する貢献度を±10%の範囲で参酌する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

授業科目：金融法（２単位）

責任教員：本多 正樹

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

従来の法学部の講義システムでは金融取引や金融制度について十分に扱うことはできなかったが、この分野に関して一定の知識を有していることは、金融分野を専門とする場合のみならず一般の企業法務に携わるうえでも重要である。この授業では、金融制度法の大枠を理解するとともに、通常の民商法の講義ではカバーすることのできない金融取引法についての知識を得ることを目的とする。

<授業内容・方法>

以下の内容を予定している。ただし、受講者の関心や授業の進行状況によっては、順序、内容に変更がありうる。

受講者は、あらかじめ指定された参考書の該当部分や資料を読み、基礎的な知識を身につけた上で授業に参加することが望ましい。

1. 金融と金融法
2. 金融機関と金融制度
3. 金融取引と金融市場
 - (1) 銀行取引 預金と貸出
 - (2) 証券発行市場
 - (3) 証券流通市場
 - (4) 短期金融市場
 - (5) 外国為替市場
 - (6) その他 デリバティブ取引、証券化等
4. 金融規制とプルーデンス政策
 - (1) 金融機関規制の根拠と目的
 - (2) 金融機関の業務範囲規制
 - (3) 金融機関のグループ化
 - (4) 自己資本比率規制
 - (5) 金融機関の倒産とセーフティ・ネット
 - (6) 行為規制
5. 決済と決済システム
 - (1) 資金決済システム
 - (2) 証券決済システム
 - (3) 決済リスクの削減 ネットティング等
 - (4) 各種の支払方法

(5) 為替取引概念

＜教科書・教材＞

授業では、レジュメを配布する予定。

参考書：川口恭弘『現代の金融機関と法』第 2 版（中央経済社）のほか、適宜、紹介する。

＜成績評価の方法＞

レポート（概ね 90%）および授業における発言等（概ね 10%）により評価する。

＜その他＞

平成 22 年度は開講しない（隔年開講科目）。

授業科目：トランスナショナル情報法（２単位）

責任教員：芹澤 英明、早川 眞一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：１回

<目 的>

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<授業内容・方法>

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

第１部 トランスナショナル情報法の基本問題

- １．はじめに：サイバースペース上の情報法規制
- ２．表現の自由と青少年の保護
- ３．名誉毀損
- ４．プライバシー・個人情報の保護
- ５．不正アクセス規制
- ６．電子署名法
- ７．プロバイダ責任法
- ８．電子マネー・電子決済・電子登録債権法
- ９．ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
- １０．情報ライセンス法

第２部 トランスナショナル情報法の課題

- １１．裁判管轄及び準拠法選択
- １２．契約による法廷地・準拠法選択

- 1 3. オンライン紛争解決手続
- 1 4. 情報法における国際協調
- 1 5. 情報法の理論 : 最終レポート課題の提出

<教科書・教材>

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第3版 有斐閣 2004）

堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（別冊ジュリスト、有斐閣 2005）

インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100%）によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績 100 点の範囲の中で、0 点～20 点の加点を行う。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

担当教員：辻村 みよ子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティブ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春

14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ

＜教科書・教材＞

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

辻村みよ子著『ジェンダーと人権』日本評論社(2008年) (参考)

＜参考書等＞

浅倉むつ子・角田由紀子編『比較判例ジェンダー法』不磨書房(2008年)

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題
諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店ほか(適宜紹介
する)。

＜成績評価の方法＞

期末試験(レポート) (60%) 及び平常点(報告・討論参加状況) (40%) により評価
する。

＜その他＞

公共政策大学院と法科大学院との併設とする。

授業科目：比較政治学演習Ⅰ（2単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

リスボン条約の締結とともに欧州統合の拡大と深化の過程は新たな局面に入った。この演習では、最新の研究を通じて、ヨーロッパ化が加盟各国にもたらす政治的影響と、政治体としてのEUそのものの性質の両面から、ヨーロッパのデモクラシーの直面する諸問題への理解を深めたいと考える。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたい。

<教科書・教材>

- ① Simon Hix, *What's Wrong with the European Union and How to Fix It*, Polity, 2008.
- ② Beate Kohler-Koch and Berthold Rittberger, eds., *Debating the Democratic Legitimacy of the European Union*, Rowman & Littlefield, 2007.
- ③ Hanspeter Kriesi et al., *West European Politics in the Age of Globalization*, Cambridge University Press, 2008.

教材は参加者全員にコピー配布する。

<成績評価の方法>

担当箇所での報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この演習は研究大学院との合同授業として行う。

授業科目：比較政治学演習Ⅱ（２単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：１回

<目 的>

元来一国主義的な枠組みの中で発展してきた福祉国家は、グローバル時代の到来とともに動揺せざるを得なかったが、この危機への具体的対応は一樣ではなかった。この演習では、国境を越えた相互浸透・相互依存の深まりの中で先進諸国の福祉国家が直面する課題について、比較の視座を交えて探究したいと考える。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたい。

<教科書・教材>

- ① Maurizio Ferrera, *The Boundaries of Welfare*, Oxford University Press, 2005.
- ② Markus Crepaz, *Trust beyond Borders*, The University of Michigan Press, 2008.

教材は参加者全員にコピー配布する。

<成績評価の方法>

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この演習は研究大学院との合同授業として行う。

授業科目：東アジア政治外交論演習（4単位）

責任教員：金 淑賢

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

<目 的>

本演習では、東アジア国際政治に関連する英語の文献を講読する。東アジア国際政治の特徴について理解を深めると同時に、英語の読解能力を高める。

<授業内容・方法>

毎回報告者を決めて、日本語（翻訳）でのレジュメを報告前に全員に回し、その報告を聞いた後、全員で討論を行う。

<教科書・教材>

文献リストについては開講時に配布する。

<成績評価の方法>

参加者の報告と討論への参加および学期末のレポートで評価する。

<その他>

参加希望者は初回の授業に出席する前に、私までメールに、志望理由について送付すること。

授業科目：ヨーロッパ政治史演習（４単位）

責任教員：平田 武

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

<目 的>

政治学的テーマに関して文献を読み込んで、理解し、議論する能力を身につけること。

<授業内容・方法>

政治とは、ある人間集団の内部における資源配分を拘束的に決定する公式・非公式の手続きの束であるとすれば、政治学はそのような手続きの束の生成・機能・変動を研究対象としてきたとすることが出来るだろう。しかしながら、そのような政治にとって所与の前提となる、ある人間集団の境界がどのように設定されるのかは、必ずしも自明の事柄ではない。ここにいわゆるナショナルな問題群が発生する根源がある。政治共同体とナショナリティー（国民的帰属意識）との関係について、リベラリズムの立場に立ちながらもナショナリティーを肯定する論陣を張って論争を呼んだ書物を読みながら、政治の前提について考察を進めることが本演習の目的である。

必要に応じて（演習参加者の規模に応じて）副教材として、エルンスト・ゲルナー、ベネディクト・アンダーソン、エリック・ホブズボーム、ロジャース・ブルーベイカーなどの著書も参照しつつ、政治的共同体に境界を設定することの意味、そこから派生する諸問題について考察する。

演習は、教材の章毎に担当者がレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

<教科書・教材>

デイヴィッド・ミラー『ナショナリティーについて』富沢克他訳、風行社、2007年

教材は各自で購入すること。必要な場合は副教材をさらに指示する。演習参加者は、演習に先立って、以下の書物（新書）を読んでおくことが望ましい。

塩川伸明『民族とネーション』岩波新書、2008年

<成績評価の方法>

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

<その他>

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部演習と合併。

公共政策大学院

授 業 日 程 等

平成21（2009）年度授業日程

（公共政策大学院）

授業等の区分	授 業 等 の 日 程
前 期 授 業	4 月 10 日 (金)～7 月 22 日 (水)
前期科目試験	7 月 23 日 (木)～8 月 7 日 (金)
夏 季 休 業	8 月 10 日 (月)～8 月 21 日 (金)
連 続 講 義	8 月 24 日 (月)～9 月 28 日 (月)
連続講義試験	9 月 29 日 (火)～9 月 30 日 (水)
後 期 授 業	10 月 1 日 (木)～12 月 22 日 (火)
冬 季 休 業	12 月 24 日 (木)～1 月 3 日 (日)
後 期 授 業	1 月 4 日 (月)～1 月 25 日 (月)
後期科目試験	1 月 26 日 (火)～2 月 8 日 (月)

授 業 時 間

第1講時	8 : 5 0	～	1 0 : 2 0
第2講時	1 0 : 3 0	～	1 2 : 0 0
第3講時	1 3 : 0 0	～	1 4 : 3 0
第4講時	1 4 : 4 0	～	1 6 : 1 0
第5講時	1 6 : 2 0	～	1 7 : 5 0
第6講時	1 8 : 0 0	～	1 9 : 3 0